

## 忠岡町第 5 次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

別紙 2 のとおり

### 2. 業務の内容

#### (1) 業務名

忠岡町第 5 次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務

#### (2) 業務の内容

別紙 2 のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

#### (4) 提案上限額

7, 579, 000 円 (税込)

### 3. プロポーザルに係る日程

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 募集要項の配布       | 令和 7 年 7 月 1 日 (火) から    |
| (2) 募集要項等に関する質問受付 | 令和 7 年 7 月 16 日 (水)      |
| (3) 質問に対する回答      | 令和 7 年 7 月 22 日 (火) まで   |
| (4) 企画提案書等提出期限    | 令和 7 年 7 月 30 日 (水) まで   |
| (5) プレゼンテーション     | 令和 7 年 8 月 6 日 (水)       |
| (6) 結果通知予定日       | 令和 7 年 8 月 12 日 (火) 【予定】 |

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 忠岡町の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 平成 30 年度以降に地域福祉計画を 1 件以上受託し、完成した実績があること。
- (3) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できる体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

当する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続きの開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 忠岡町暴力団排除条例（平成 24 年忠岡町条例第 1 号）に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 最新の消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (9) 主たる事務所の所在地における最新の地方税の未納がないこと。
- (10) 宗教活動や指示活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (11) 個人情報の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じており、プライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (12) 月 1 回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が本町を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図ることが可能なこと。

## 5. 質疑について

質疑がある場合は期限までにメールで照会するものとする。期限までに提出された質疑を本町にてとりまとめ、町ホームページで回答を公表する。

- (1) 提出書類：様式 3「質問書」
- (2) 提出方法：メールまたは FAX で提出すること。

その際、メールの件名は「【事業者名】忠岡町第 5 次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務」とし、送信した際にはその旨を電話連絡すること。

提出先は以下のとおり。

忠岡町役場 福祉課（担当：畑中）

FAX 0725-22-1129

E-mail tadaokafukushi@town-tadaoka.jp

- (3) 提出期限：令和 7 年 7 月 16 日（水）17 時まで
- (4) 回答期限：令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時まで町ホームページに掲載する。

## 6. 参加申込について

- (1) 提出書類：様式 1「参加申込届」

様式2「会社概要書」

(2) 提出場所：〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

忠岡町役場 福祉課（担当：畑中）

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限：令和7年7月24日（木）17時まで

7. 審査資料の提出等について

(1) 提出書類：提出書類は下記の①～⑥とする。

① 企画提案書…正本1部、副本5部

② 同種業務実績書（様式4）…1部

※ 地域福祉計画の実績を記載すること。

※ 本町もしくは大阪府内の実績を優先的に記載すること。

※ 平成30年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む）

※ 実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。

※ 関連会社の実績は含めないこと。

③ 福祉関連計画業務実績書（様式5）…1部

※ 福祉関連計画とは、介護保険事業計画、子ども子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、障害者基本計画、障害福祉計画、健康増進計画、食育推進計画を指すこととする。

※ 本町もしくは大阪府内の実績を優先的に記載すること。

※ 平成30年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む）

※ 実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。

※ 関連会社の実績は含めないこと。

④ 業務実施体制調書（様式6）…1部

⑤ 見積書（様式任意）…1部

※ 予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

⑥ プライバシーマーク取得認定書（写し）…1部

(2) 提出場所：「6. 参加申込について」(2)と同様

- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。  
郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限：令和7年7月30日（水）17時まで

## 8. 企画提案書の作成について

- (1) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。
- (2) 頁数の制限はしないが、別紙仕様書に基づいた記載とすること。

## 9. 審査について

### (1) 審査方法

提出書類は、本町において、別紙3「プロポーザル評価要領」に記載の評価項目に基づいて、提出書類①～⑥による書類審査とプレゼンテーションで総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、以下のとおり実施する。なお、プレゼンテーションの開始時間及び実施場所は、企画提案書受付期間終了後に、企画提案書を提出した事業者それぞれに連絡する。

- ① 令和7年8月6日（水）
- ② 1事業者あたり、説明30分、質疑応答10分（合計40分）
- ③ プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、町ホームページに掲載する。

### (4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

## 10. その他

- (1) 企画提案に要する経費については、参加者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。